

長島町 { 水道 簡易水道 } 事業経営戦略

団 体 名 : 長島町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 5 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和33年4月1日	計画給水人口	830 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用 (令和6年4月 公営企業会計へ統合予定 地方公営企業法全部適用予定)	現在給水人口	703 人
		有収水量密度	6.3 千m ³ /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	8	管路延長	28 千m
	配水池設置数	11		
施設能力	335 m ³ /日	施設利用率	58.76 %	

③ 料金

料金体系の概要・考え方	旧東町, 旧長島町で料金に差異があり, 平成18年3月の市町村合併から平成19年3月までは, そのまま差異のある料金設定であった。その後, 旧両町の間となる料金に統一し, 以後は消費税率改定分のみの料金改定となっている。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成19年4月1日

現行の料金体系は, 従量制となっている。

基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)	
口径別	料金	使用水量	料金
13mm	490円	1立方メートルを超え, 10立方メートルまでの分	110円
20mm	780円		
25mm	1,000円		
30mm	1,600円	10立方メートルを超え, 20立方メートルまでの分	140円
40mm	2,300円		
50mm	5,800円		
75mm	25,000円	30立方メートルを超える分	210円

※ 水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 消費税及び地方消費税 10円未満の端数は切り捨て。

④ 組織

簡易水道事業は40代の係長と, 40代の会計年度任用職員の2名体制で業務に従事しており, 係長は下水道事業を兼務。管理は, 水道事業と兼務で行っている。水道課の業務としては, 水道事業・簡易水道事業・農業集落排水・漁業集落排水・特定地域生活排水・一般会計(浄化槽設置事業)の6事業。

<職員数・職種・年齢構成等>

	課長	課長補佐	工務係長	管理係長	管理係	再任用	会計年度任用職員	合計
61歳~						2人		2人
51~60歳	1人						1人	2人
41~50歳		1人	1人				4人	6人
31~40歳			1人	1人	1人			3人
~30歳								0人
合計	1人	1人	2人	1人	1人	2人	5人	13人

水道・下水道 管理 管理 水道・下水道 窓口・工務

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間委託: 自家用電気工作物保守管理業務委託・検針業務委託・病原菌検査業務委託・水道水質検査業務委託
 施設統合: 平成21年度 旧東地区の離島にある獅子島地区3簡易水道事業(片側・御所ノ浦・湯ノ口)・2飲料水供給施設を事業統合し, 獅子島地区簡易水道事業として統合。
 広域化: 平成30年度までに県内各地域振興局単位で, 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討会を実施。平成31年度に最後の検討会を実施。

*1 水道事業の広域化とは, 水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては, 経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。), 浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和2年度に策定・公表した令和元年度決算「経営比較分析表」を添付している。
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、本町の経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っている。長島町全体を分析しているので、全てが当てはまる訳ではないが、水需要の伸びが見込めない現状に対しての対応を検討している。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

長島町は、平成18年3月に旧東町と旧長島町が合併し誕生した。合併時12,347人いた人口は、令和元年度末時点で10,259人と合併15年で、約2,000人減少し過疎化が進んでいる。獅子島地区も同様に、合併時913人いた人口は、令和元年度末時点で703人と合併15年で、210人減少し過疎化が進んでいる。今後もこの傾向が続くと推測される。

(2) 水需要の予測

給水人口の予測同様、今後過疎化が進むと推測されるが、基幹産業の漁業で水道水を多く使用するので、水需要の減少傾向は緩やかと思われる。

(3) 料金収入の見通し

本町の料金体系が従量制となっているため、給水箇所が増加しても、個々の使用水量が少なく、水道料金の単価が低い部分での使用量の増加となるため、なかなか料金収入が増収とならない。また、給水人口及び水需要が減少傾向のため、現在の従量制による料金体系のままでは、料金収入も減収していくものと思われる。地方公営企業会計への移行を踏まえ、状況分析等を実施し料金改定を検討していく必要がある。

(4) 組織の見通し

簡易水道係は、2人体制となっている。令和6年度から地方公営企業会計移行に伴い、業務量の増加が見込まれるが人員確保は望めない。

3. 経営の基本方針

給水人口及び水需要の減少に伴い、水道料金の減収が予測される。安全で安定した水道水を供給し続けるため、料金水準等を検討した上で、財政計画を策定し、計画的な施設の維持管理及び経営改善を続けて行く。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	現在稼働している水道施設の長寿命化を図るため、適切な時期に施設更新等を行う。

現施設の経営規模では、民間委託をしても経費等の削減は期待できないが、業務の効率化を図るため、広域連携など様々な手法を検討して行く必要がある。また、今後、現施設を適正に維持管理するための投資を計画的に行えるよう、施設・設備の長寿命化計画の策定を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	水道施設の老朽化更新、起債の償還、維持管理を料金収入で適切に運営する。

令和6年度からの上水道移行後、水道料金の改定を行い、基金を繰り入れて起債償還に充てる。また過疎債償還の関係で償還額が令和7年度にピークを迎える予定。
建設改良費を料金収入で賄うことは難しいため、上水道移行後は起債によって補う。令和10年度以降は過疎債の償還額が減少するため、それまでは企業債を起債することとなる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>本町の地形的な条件等により、これ以上各水道施設・設備の統合や合理化等は期待できないが、施設単位で検討し経費の削減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務に関しては、水道施設維持管理、検針、水質検査等を民間に委託し、人件費等の削減を図っている。しかし、本町の事業規模が小さいため、包括的民間委託、指定管理者制度等の導入は期待できない。 ・修繕に関しては、施設の老朽化に伴い、年々増加傾向である。地方公営企業会計移行に伴い整備する固定資産調査等の資料を基に、施設の長寿命化を図るための更新計画等を策定し、修繕費の平準化を図っていく。 ・職員給与費に関しては、本町の給与制度により経費が算出されている。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討会が各地域振興局で開催され、現在、事務レベルで協議段階であり、今後検討して行く。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	事業規模が小さいため、現時点での導入については未検討。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	地方公営企業会計移行後、固定資産調査等の結果を踏まえて検討していく。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	既に簡易水道事業を統合しており、今後、施設統合等の予定はない。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	既に簡易水道事業を統合しており、今後、施設統合等の予定はない。
そ の 他 の 取 組	令和6年度に水道事業に統合される予定であるので、特に取り組みはない。

② 財源についての検討状況等

料 金	地方公営企業会計移行に伴い、減価償却費等の新たな費用を補うための財源が必要となる。限られた財源でこれらの費用を補うことができない場合、水道料金体系等の見直しを検討する必要がある。現在の見直しでは現行料金比で令和4年度以降に10%程度の料金改定で運営できると見込んでいる。
企 業 債	過疎債の償還が終わるまでの間については償還額が大きく、建設改良費の捻出が難しい。そのため過疎債償還期間については企業債を起債する。
繰 入 金	簡易水道として残る離島の獅子島地区は、もともと給水人口が少ないこともあり、料金収入のみで運営することが難しい。本島地区と同様の料金改定で補えない部分については一般会計からの基準外繰入を行う。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	有効活用できる資産がなく、未検討。太陽光発電を利用した公有財産施設等の動力費削減等の計画が検討されているところであり、水道施設についても経費的削減が図られる見込みである。水道施設整備基金については、運用を的確に行い、運用益を確保して基金の残高を増やすようにする。
そ の 他 の 取 組	新たに事業を行う場合は、国の補助事業の活用や、交付金措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、最低でも5年毎に見直しを行う。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分について更新する。地方公営企業会計適用後は、適用後の会計に基づき、経営戦略を見直す予定である。
-------------------------	--